

総務部

総務企画委員会 【所管関係資料】

9月9日提出

令和6年第2回定例会（9月議会）所管事項審査関係資料

令和6年9月9日
総務部

【所管事項】

行政経営課	令和5年度内部統制評価報告書について	・ ・ 3
行政経営課	行政サービスの提供のあり方に関する検討状況について	・ ・ 4
行政経営課	行政改革の取組方針（令和4～7年度）の令和5年度の評価について	・ ・ 5
財政課	令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について	・ ・ 9
税務課	市から通知のあった固定資産評価額の誤りによる不動産取得税の再課税について	・ ・ 11

令和5年度内部統制評価報告書について

行政経営課

1 内部統制制度の趣旨

地方自治法の規定により、事務上のリスクをコントロールし、組織としての事務の適正な執行を確保する。

2 評価報告書の作成等

実施状況について、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出・公表する。

3 評価の概要

区 分	規定等の整備面	事務の運用面
全庁的な 内部統制	不備なし	確認シートの確認事項に記載されていないながら、十分に確認せず、事務ミスが発生した。 ※業務レベルの内部統制に記載の案件と同一 ⇒県の組織外に大きな経済的不利益を生じさせたことから、 <u>重大な不備に該当</u>
業務レベルの 内部統制	不備なし	低入札受注の警告を受けていた落札候補者の技術評価点を減点すべきところを、誤って減点せずに総合評価を行い、本来契約すべき相手方と契約を締結しなかった。 ⇒県の組織外に大きな経済的不利益を生じさせたことから、 <u>重大な不備に該当</u>
評価	有効	<u>有効でない</u>

4 監査委員の意見

令和5年度における内部統制は有効に運用されていないとした評価結果の記載は、重要な点において、相当である。

5 今後の取組方針

- (1) 事務ミス事例の情報共有を図るとともに、事務ミスを類型化し、類型化されたものと同様の事務についての確認を徹底することで、事務ミスの発生防止に努める。
- (2) 事務ミスの防止及び事務の効率化を図るため、令和8年度に更改予定の財務会計システムにおいて、システム入力時におけるチェック機能を付与することを検討。

行政サービスの提供のあり方に関する検討状況について

行政経営課

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」からの提言を踏まえ、将来にわたって安定的な行政サービスを提供するため、「個別業務のあり方」と「公共施設のあり方」について見直しの基本的な考え方と進捗状況及び今後の方向性を報告する。

「個別業務のあり方」

地域振興局の個別業務について、
中長期的な視点で見直し

基本的な考え方

◆地域振興局の業務の整理

○引き続き地域に残す業務

- ・災害対応など即時の現地対応が必要となる業務
- ・高齢者・障害者等配慮が必要な方への窓口対応

○拠点となる振興局へ集約する業務

- ・現地対応が必要な業務のうち広域的に実施することにより効率化が見込まれる業務
- ・少数職種の集中配置により専門性を維持・強化すべき業務

○本庁へ集約する業務

- ・広域的に行うべき業務
- ・取扱件数が少ない業務
- ・全県統一的行う方が効率的な業務

◆集約を進めても市町村との連携、デジタル技術の活用等により県民の利便性向上を図る

年度内を目処に一定の方向性を示す

「公共施設のあり方」

基本的な考え方

施設の総量抑制

- ・目標使用年数残 15 年以内の施設等 160 施設について優先的に検討
- ・方向性の定まった施設は、県民や関係機関等の意見等を伺いながら、丁寧に議論を進めていく

あきた
公共施設等
総合管理計画

※
427 施設
※R6.4.1現在

それ以外
の施設
267施設
63%

目標使用年数
残15年以内等
160 施設
37%

優先
検討

施設の総量抑制の進め方イメージ

「次期総合管理計画」(R8～R17)
に方向性を示す

行政改革の取組方針（令和４～７年度）の令和５年度の評価について

行政改革の取組方針（令和４～７年度）の令和５年度の評価について

１ 令和５年度の評価結果

取組方針に掲げる各取組（全 20 項目）について評価を行った結果、A評価 15 項目（75%）、B評価 3 項目（15%）、C評価 2 項目（10%）。

（評価の内訳）

改革の柱・取組名	項目数	令和5年度評価結果		
		A	B	C
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進				
1 県民の利便性の向上	6	5	0	1
2 効果的・効率的な業務の遂行	6	4	1	1
Ⅱ 官民対話の更なる促進				
1 官民による双方向対話の促進	4	2	2	0
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	4	4	0	0
計	20	15	3	2

（参考）令和４年度評価結果	20	13	5	2
---------------	----	----	---	---

【評価方法】各所管課において、取組の実施状況及び目標に対する実績を踏まえ評価を実施

【評価結果】A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

２ 外部有識者からの意見聴取

取組の着実な推進を図るため、次の観点から選定した３つの取組について、外部有識者から意見を聴取。

【選定の観点】

- 1 重点的に推進する必要があるもの
- 2 県民の関心が高いと思われるもの
- 3 目標達成に向けて改善が必要であるもの（評価が低いもの）

＜各取組に対する主な意見＞

①	I 1 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	評価	C
---	---------------------------------------	----	---

- ・ 令和５年度は２公所にキャッシュレス機器を導入しているがいずれも施設利用者の年齢層が高いように思う。まずは県民に使ってもらえるように、そしてわかりやすさにも配慮しながら取組を推進していくのがよいのではないかと。

②	II 1 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	評価	B
---	----------------------------------	----	---

- ・ 県公式LINEの友だち登録者数の伸びが好調とのことから、今後情報発信のみならずアンケートなどの情報収集でも活用してみてもどうか。LINEであれば高い回答率が見込め、分析にも役立つと思う。

③	II 1 審議会等委員への多様な人材登用	評価	B
---	----------------------	----	---

- ・ 可能であれば若い世代も参加した方がよいと思う。そのために、大学の中でも公務員志望や行政に関心のある学生が多いと思われる学部等に周知するなど、情報の発信先を工夫してみてもどうか。

３ 今後の対応

- ・ ウェブサイト（美の国あきたネット）で評価結果を公表（行政経営課）
- ・ 評価結果や意見、取組の進展等を踏まえ、取組の内容及び目標数値を見直し（各所管課）

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和５年度の評価結果一覧

(参考)

改革の柱	取組項目	取組名	目標		担当課	評価結果	R4 評価結果		
		取組内容						(参考)策定時の状況	最終目標等
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1) D×推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化							
		① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	書面・対面による手続の見直し割合 (見直し手続数/法令等による存続を除く手続数)	書面：59.6% 対面：54.5%	書面・対面ともに100%	行政経営課	A	A	
		② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く）	—	50%	税務課	A	A	
		(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入							
		① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合	1.5%	100%	会計課	C	C	
		② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	新たなキャッシュレス手法による納付件数	—	27,900件 (自動車税) (個人事業税) (不動産取得税)	税務課	A	A	
		(3) 公共施設におけるサービス改善の推進							
		① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	64施設	行政経営課	A	A	
		② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	サウンディングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	21施設	行政経営課	A	A	
		2 効果的・効率的な業務の遂行	(1) 業務改善の推進						
			① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数 (R4～7年度累計)	—	600件 (1班1見直し)	行政経営課	A	B
			② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	重大不備事案の発生件数（毎年度0件を目指す）	1件 ※R2年度実績	毎年度0件	行政経営課	C	C
	(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備								
	① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施		成長を実感している職員の割合	66.3%	75.0%	人事課	B	B	
	② 多様な人材が活躍できる職場づくり		職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合	65.2%	75.0%	人事課	A	B	
		(3) 県・市町村間の協働の推進							
① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営		県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計）	5回	16回	市町村課	A	A		
② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進		生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計）	16処理区 ※R2年度実績	29処理区	下水道マネジメント推進課	A	A		

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和５年度の評価結果一覧

(参考)

改革の柱	取組項目	取組名	目標		担当課	評価結果	R4 評価結果	
		取組内容						(参考) 策定時の状況
Ⅱ 官民対話の更なる促進	官民による双方向対話の促進	(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進						
		① 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	県民意識調査における「広報活動の現状評価」※注1	65.1%	70.0%	広報広聴課	B	A
		② 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	ア 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」※注2 イ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数	ア 22.5% イ 119,250 ※R2年度実績	ア 25.0% イ 127,000	広報広聴課	A	B
		(2) 県民や民間団体等との対話の促進						
		① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	官民対話の実施回数	38回	160回	行政経営課	A	A
		② 審議会等委員への多様な人材の登用	審議会等における公募委員数	41人	60人	行政経営課	B	B
	公県有連 携設 手の 法整 の備 導等 入に 推係 進る	(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成						
		① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	プラットフォーム参加者のPPP／PFIに対する理解の度合い	38.8%	80.0%	行政経営課	A	A
		② 施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度	—	80.0%	行政経営課	A	A
		(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進						
		① 優先的検討方針に基づくPPP／PFI手法の導入検討の着実な実施	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）	4施設	16施設	行政経営課	A	A
		② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	検討の着実な推進（R5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	—	R5年度中に適否を判断	スポーツ振興課	A	A

※注1 「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合

※注2 「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等）」の割合

令和５年度決算に基づく健全化判断比率・
資金不足比率（速報値）について

財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		R 5 決算	R 4 決算	R 5 － R 4
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率（※３カ年平均）	1 5 . 3 %	1 5 . 3 %	0 . 0 %
	将来負担比率	2 4 3 . 0 %	2 4 4 . 6 %	▲ 1 . 6 %
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は３カ年の平均値

R 5 決算：15.3%（R 5：14.3%、R 4：14.0%、R 3：17.8%の平均値）

R 4 決算：15.3%（R 4：14.0%、R 3：17.8%、R 2：14.2%の平均値）

〔参考〕 早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実 質 赤 字 比 率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実 質 公 債 費 比 率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将 来 負 担 比 率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

※地方債の許可基準・・・実質公債費比率が18%以上である場合には、「公債費負担適正化計画」を定め、地方債の発行に当たり総務大臣の許可を得なければなりません。

市から通知のあった固定資産評価額の誤りによる不動産取得税の再課税について

税務課

1 事案の概要

横手市において、令和５年に新築・増築された家屋の固定資産評価額に誤りがあったため、県が本年７月に課税した不動産取得税の再課税が必要となった。

2 原因

市町村の固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、この固定資産評価額により不動産取得税を課税することとされている。

横手市において、家屋評価システムによる処理を誤り、電気・ガス・給排水等の住宅設備部分の評価額が計上されていない過少な固定資産の価格を固定資産課税台帳に登録して県に通知し、県はそれに基づき不動産取得税を課税したもの。

3 影響する件数及び税額

119件 1,601,600円増額

4 対応について

県は、横手市が訂正した固定資産評価額に基づいて不動産取得税を再計算し、１０月上旬に改めて納税通知書を送付する予定である。

また、横手市においては、固定資産税の訂正について８月２６日付けで納税者へ通知し、その際、不動産取得税が再課税されることについても同時に周知している。

なお、県においては、県内市町村で同様の案件がないか点検を行い、他の事例がないことを確認している。